様式第9号（第9条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

保険給付費からの滞納国民健康保険税控除通知書

あなたの保険給付について一時差止を行い、その後も国民健康保険税の納付をお願いしていましたが、いまだに納付されておりません。

つきましては、国民健康保険法第63条の２第３項の規定により、下記のとおり一時差止を行っています保険給付の額から滞納国民健康保険税の控除を行いますので、あらかじめご了承ください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 一時差止の給付費の内容（Ａ） | 控除する国民健康保険税額（Ｂ） |
| 年月 | 種類 | 給付額（円） | 年度 | 期別 | 税額（円） | 納期限 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  | 合計 |  |  |
|  |
| 滞納国民健康保険税控除後の保険給付費支給額（Ａ－Ｂ） | 円 |

※　なお、本状到達前に国民健康保険税を納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください。

（教示）

(1)　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、通知のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(2)　(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として(訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

　ア　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

　イ　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。